

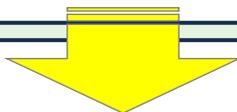
「難聴高齢者補聴器購入費助成事業周知用チラシ（A4）印刷」仕様書

項目	内容
1 品名	難聴高齢者補聴器購入費助成事業周知用チラシ
2 規格・数量	A4縦・両面印刷1枚・計10,000部
3 デザイン見本	別紙1のとおり
4 紙質	コート紙 104.7Kg/m ² （四六判90kg）
5 刷色・製本・加工	両面フルカラー・化粧断ち
6 入稿方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結後、原稿データを電子媒体（PowerPoint形式またはPDF）で提供します。 ・受注者（事業者）によるレイアウト構成あり。 ・完成データを電子媒体（PowerPoint形式）で本市に提供してください。
7 納入場所	別紙2のとおり
8 納入期限	令和7年7月18日（金）
9 担当	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪府役所内 2階 福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課 北川・西畑（TEL：06-6208-9957）
10 校正	2回程度
11 梱包方法	1包=50枚包装（包装紙外に品名及び数量を記載してください）
12 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市グリーン調達方針」 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html) 別表の「(21-2)印刷」の【判断基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし、【判断の基準】＜共通事項＞「(1)紙類」に関する部分は適用しないものとする。 ・契約後すみやかに別紙「資材確認票」を本市担当者へ提出し、承認を得ること。 ・納品時に別紙「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」、「資材確認票（変更なければ省略可）」をサンプル紙、出荷確認表とともに本市担当者へ提出すること。 ・大阪市暴力団排除条例を遵守すること（別添特記仕様書のとおり）。 ・職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守すること（別添特記仕様書のとおり）。 ・納入の際は大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること（別添特記仕様書のとおり）。 ・車高2.1mを超える車両を使用して市役所本庁舎への荷物等の搬入・搬出がある場合は、搬入出日時・搬入出先・搬入出に使用する「車種」及び「色」・「車両番号」・「車高」を実行日の3日前（土・日・祝日を除く）までに担当まで報告すること。ただし、車高が2.8mを超える車両での搬入等については、地下駐車場を利用できません。 ・事前に担当者へサンプルを5枚程度納入し、確認してから本格的に作成すること（当該サンプル5枚は数量には含まない）。 ・納入日については、事前に担当へ確認すること。 ・見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義のある場合はよりよく質し、その内容を熟知の上見積を提出すること。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。 ・見積金額には、配送料等本契約にかかる全ての費用を含むものとする。 ・納品の際は、物品名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。 ・著作権は、本市に帰属する。



加齢による難聴により“聞こえ”が悪くなると、
人とのコミュニケーションが難しくなり、
社会的つながりが希薄となるため、

難聴は認知症や社会的孤立等の要因になると言われています。



“聞こえ”を確保し、

周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、

65歳以上の市民の方へ、

補聴器の購入費用の一部を助成します！



【対象者】

次の全てに該当する難聴高齢者の方が対象です。

- ◆ 申請時点で市内に住所を有する65歳以上の方であること
- ◆ 身体障がい者手帳(聴覚)の交付対象者ではないこと
- ◆ 聴力が両耳それぞれ30デシベル以上70デシベル未満であること
- ◆ **補聴器相談医**が補聴器の必要性を認めた方であること
- ◆ 本事業による助成を受けたことがないこと
- ◆ **介護予防活動等を行うこと**

裏面をご覧ください

【助成内容】

- ◆ 1回の購入で**25,000円**を上限に費用を助成します(1回限り)。
- ◆ **補聴器の購入費用のみ**助成対象となります。

(注)イヤモードや診察料・検査料等は対象外です。



1 2 のいずれかを利用して行う介護予防活動等が対象となります！

1



活動者募集中！

大阪市介護予防ポイント事業とは？

【対象者】

本事業の研修を受講して活動者登録をした大阪市内にお住まいの65歳以上の方

【内容】

介護保険施設や保育所等で様々な活動を行い、活動時間に応じてポイントを貯め、貯まったポイントを換金することができる事業です。

事業詳細はこちら



施設活動コースポイント換金上限 **10,000円**

週1回の定期的な活動が介護予防につながります！
ポイントは活動時間に応じて貯まり、貯まったポイントは換金することができます。

活動時間	ポイント
2時間未満	1ポイント
2時間以上	2ポイント

※1 換金は1ポイント100円

※2 6ポイントから申請可能

利用方法について
お問合せください！

大阪市社会福祉協議会 介護予防ポイント事業担当

所在地 大阪市天王寺区東高津町12-10
メール kypoint@osaka-sishakyo.jp
TEL 06-6765-5610
FAX 06-6765-3512

2



アプリのダウンロード



「アスマイル」は、健康をサポートするための無料のアプリです。
アプリに登録してから、健康づくり活動(ウォーキング等)を記録すると、ポイントが貯まり、スムーズや電子マネーが当たる抽選に参加することができます。

ひとりで気軽に介護予防や健康づくり活動を行うことができます！

65歳以上の大阪市民の方

「歩数」や「アスマイル掲載のイベント参加」で条件を達成すると
電子マネーと交換できる大阪市独自ポイントが貰えます！

利用方法について
お問合せください！

おおさか健活マイレージ アスマイル事務局
TEL:06-6131-5804
(受付時間/9:00~17:00
(土・日・祝日・12/29~1/3を除く))

「難聴高齢者補聴器購入費助成事業周知用チラシ（A4）印刷」納入先内訳書

【別紙2】

No.	名称	住所	連絡先	納品部数
1	大阪府役所福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課	〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 大阪府役所2階	6208-9957	550部
2	大阪市社会福祉協議会	〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10	6765-5601	50部
3	北区地域包括支援センター(いきいきネット)	〒530-0026 大阪市北区神山町15-11	6313-5568	50部
4	北区社会福祉協議会		6313-5566	50部
5	北区大淀地域包括支援センター(ハートフルかのう)	〒531-0062 大阪市北区長柄中1-1-21	6354-1165	50部
6	都島区地域包括支援センター(ふれあいセンター都島)	〒534-0021 大阪市都島区都島本通3-12-31	6929-9500	50部
7	都島区社会福祉協議会		6929-9500	50部
8	都島区北部地域包括支援センター	〒534-0002 大阪市都島区大東町2-2-18	6926-3800	50部
9	福島区地域包括支援センター(あいあいセンター)	〒553-0001 大阪市福島区海老江6-2-22	6454-6330	50部
10	福島区社会福祉協議会		6454-6330	50部
11	此花区地域包括支援センター(此花ふれあいセンター)	〒554-0002 大阪市此花区伝法3-2-27	6462-1225	50部
12	此花区社会福祉協議会		6462-1224	50部
13	此花区南西部地域包括支援センター	〒554-0022 大阪市此花区春日出中1-22-13 総合医療介護施設あかつき1階	6462-9301	50部
14	中央区地域包括支援センター(ふれあいセンターもも)	〒542-0062 大阪市中央区上本町西2-5-25	6763-8139	50部
15	中央区社会福祉協議会		6763-8139	50部
16	中央区北部地域包括支援センター	〒540-0011 大阪市中央区農人橋3-1-3 ドミール堺筋本町1階	6944-2116	50部
17	西区地域包括支援センター(にしながほり)	〒550-0013 大阪市西区新町4-5-14(西区役所合同庁舎6階)	6539-8075	50部
18	西区社会福祉協議会		6539-8075	50部
19	港区地域包括支援センター(ひまわり)	〒552-0007 大阪市港区弁天2-15-1	6575-1212	50部
20	港区社会福祉協議会		6575-1212	50部
21	港区南部地域包括支援センター	〒552-0015 大阪市港区池島1-1-18	6536-8162	50部
22	大正区地域包括支援センター(大正区ふれあい福祉センター)	〒551-0013 大阪市大正区小林西1-14-3	6555-0693	50部
23	大正区社会福祉協議会		6555-0693	50部
24	大正区北部地域包括支援センター(シルバークレイン)	〒551-0032 大阪市大正区北村3-5-10	6552-4440	50部
25	天王寺区地域包括支援センター(ゆうあい)	〒543-0074 大阪市天王寺区六万休町5-26	6774-3386	50部
26	天王寺区社会福祉協議会		6774-3377	50部
27	浪速区地域包括支援センター	〒556-0011 大阪市浪速区難波中3-8-8 浪速スポーツセンター1階	6636-6029	50部
28	浪速区社会福祉協議会		6636-6027	50部
29	西淀川区地域包括支援センター(ふくふく)	〒555-0013 大阪市西淀川区千舟2-7-7	6478-2943	50部
30	西淀川区社会福祉協議会		6478-2941	50部
31	西淀川区南西部地域包括支援センター(西淀地域在宅サービスステーション)	〒555-0034 大阪市西淀川区福町2-4-16	6476-3550	50部
32	淀川区地域包括支援センター(やすらぎ)	〒532-0005 大阪市淀川区三国本町2-14-3	6394-2914	50部
33	淀川区社会福祉協議会		6394-2900	50部
34	淀川区東部地域包括支援センター(ミード宮原センター)	〒532-0004 大阪市淀川区西宮原1-6-45	6350-7310	50部

35	淀川区西部地域包括支援センター(特別養護老人ホーム加寿苑)	〒532-0031 大阪市淀川区加島1-34-8	6305-0737	50部
36	淀川区南部地域包括支援センター(キリスト教ミード社会館)	〒532-0028 大阪市淀川区十三元今里1-1-52	6309-1400	50部
37	東淀川区地域包括支援センター(ほほえみ)	〒533-0022 大阪市東淀川区菅原4-4-37	6370-7190	50部
38	東淀川区社会福祉協議会		6370-1630	50部
39	東淀川区北部地域包括支援センター(なかよし)	〒533-0001 大阪市東淀川区井高野2-1-59	6349-5001	50部
40	東淀川区南西部地域包括支援センター(ひだまり)	〒533-0033 大阪市東淀川区東中島3-14-24	6326-4440	50部
41	東淀川区中部地域包括支援センター(びはーら)	〒533-0022 大阪市東淀川区菅原7-15-14	6325-6915	50部
42	東成区南部地域包括支援センター(東成区在宅サービスセンター)	〒537-0013 大阪市東成区大今里南3-11-2	6977-7032	50部
43	東成区社会福祉協議会		6977-7031	50部
44	東成区北部地域包括支援センター	〒537-0025 大阪市東成区中道2-4-15	6971-9700	50部
45	生野区地域包括支援センター	〒544-0033 大阪市生野区勝山北3-13-20	6712-3103	50部
46	生野区社会福祉協議会		6712-3101	50部
47	東生野地域包括支援センター	〒544-0002 大阪市生野区小路3-17-10	6758-8816	50部
48	鶴橋地域包括支援センター	〒544-0031 大阪市生野区鶴橋2-15-28	6715-0236	50部
49	巽地域包括支援センター	〒544-0013 大阪市生野区巽中2-18-2	6756-7400	50部
50	旭区地域包括支援センター(あさひあったかセンター)	〒535-0031 大阪市旭区高殿6-16-1	6957-2200	50部
51	旭区社会福祉協議会		6957-2200	50部
52	旭区西部地域包括支援センター	〒535-0003 大阪市旭区中宮2-15-7	6958-5030	50部
53	旭区東部地域包括支援センター	〒535-0021 大阪市旭区清水4-2-22	4254-3336	50部
54	城東区地域包括支援センター(ゆうゆう)	〒536-0005 大阪市城東区中央2-11-16	6936-1133	50部
55	城東区社会福祉協議会		6936-1153	50部
56	城東・放出地域包括支援センター(城東地域在宅サービスステーション諏訪荘)	〒536-0021 大阪市城東区諏訪4-12-28	6964-0808	50部
57	城陽地域包括支援センター(特別養護老人ホームしぎの黄金の里)	〒536-0013 大阪市城東区嶋野東2-26-12	6963-6700	50部
58	董・鯉江東地域包括支援センター	〒536-0008 大阪市城東区関目3-8-17 1階	6786-2255	50部
59	鶴見区地域包括支援センター	〒538-0051 大阪市鶴見区諸口5-浜6-12	6913-7512	50部
60	鶴見区社会福祉協議会		6913-7070	50部
61	鶴見区西部地域包括支援センター	〒538-0051 大阪市鶴見区諸口6-1-13 クレセントハイツ鶴見店舗100-3	6913-7878	50部
62	鶴見区南部地域包括支援センター(今津地域デイサービスセンター)	〒538-0043 大阪市鶴見区今津南1-1-4	6969-3030	50部
63	阿倍野区地域包括支援センター	〒545-0037 大阪市阿倍野区帝塚山1-3-8	6628-1400	50部
64	阿倍野区社会福祉協議会		6628-1212	50部
65	阿倍野区北部地域包括支援センター	〒545-0052 大阪市阿倍野区阿倍野筋3-10-1 阿倍野ベ ^レ ル1F 106	6760-4018	50部
66	阿倍野区中部地域包括支援センター	〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町1-57-2 オルセ阿倍野1F	6629-8686	50部
67	住之江区地域包括支援センター(さざなみ)	〒559-0013 大阪市住之江区御崎4-6-10	6686-2235	50部
68	住之江区社会福祉協議会		6686-2234	50部
69	さきしま地域包括支援センター	〒559-0033 大阪市住之江区南港中2-1-99 ショッピングセンターカナート横2階	6569-6100	50部
70	安立・敷津浦地域包括支援センター(特別養護老人ホームいわき園)	〒559-0015 大阪市住之江区南加賀屋3-9-2	6683-6650	50部

71	加賀屋・粉浜地域包括支援センター	〒559-0007 大阪市住之江区粉浜西2-7-21	7670-1777	50部
72	住吉区地域包括支援センター	〒558-0021 大阪市住吉区浅香1-8-47	6692-8803	50部
73	住吉区社会福祉協議会		6607-8181	50部
74	住吉区北地域包括支援センター	〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15 すみよし隣保館寿1階	6678-1500	50部
75	住吉区東地域包括支援センター(ふれ愛の館しおん)	〒558-0011 大阪市住吉区苅田4-3-9	6608-2110	50部
76	住吉区西地域包括支援センター	〒558-0043 大阪市住吉区墨江2-4-10	6674-0800	50部
77	東住吉区地域包括支援センター(さわやかセンター)	〒546-0031 大阪市東住吉区田辺2-10-18	6622-0055	50部
78	東住吉区社会福祉協議会		6622-6611	50部
79	矢田地域包括支援センター(花嵐)	〒546-0023 大阪市東住吉区矢田6-8-7	6694-5552	50部
80	中野地域包括支援センター	〒546-0013 大阪市東住吉区湯里5-15-4	6777-1939	50部
81	東住吉北地域包括支援センター	〒546-0043 大阪市東住吉区駒川1-17-17 2階	6719-7100	50部
82	平野区地域包括支援センター(にこにこセンター)	〒547-0043 大阪市平野区平野東2-1-30	6795-1666	50部
83	平野区社会福祉協議会		6795-2525	50部
84	加美地域包括支援センター(加美北(特養))	〒547-0001 大阪市平野区加美北7-1-2	4303-7703	50部
85	長吉地域包括支援センター (特養)長吉)	〒547-0014 大阪市平野区長吉川辺3-20-14	6790-0766	50部
86	瓜破地域包括支援センター(老人保健施設永寿ケアセンター)	〒547-0023 大阪市平野区瓜破南1-2-30	4392-7436	50部
87	喜連地域包括支援センター(喜連西デイサービス)	〒547-0026 大阪市平野区喜連西3-15-23	6797-0555	50部
88	西成区地域包括支援センター(はぎのさと)	〒557-0041 大阪市西成区岸里 1-5-20(西成区合同庁舎8階)	6656-0080	50部
89	西成区社会福祉協議会		6656-0080	50部
90	玉出地域包括支援センター(白寿苑)	〒557-0063 大阪市西成区南津守7-12-32	6651-6888	50部
91	西成区北西部地域包括支援センター	〒557-0031 大阪市西成区鶴見橋2-12-23	6568-8400	50部
92	西成区東部地域包括支援センター	〒557-0014 大阪市西成区天下茶屋1-4-14	6656-7700	50部
93	北区北老人福祉センター	〒530-0035 大阪市北区同心1-5-27	6352-7025	50部
94	北区大淀老人福祉センター	〒531-0074 大阪市北区本庄東1-24-11	6374-0873	50部
95	都島区老人福祉センター	〒534-0027 大阪市都島区中野町4-2-24-108	6354-0354	50部
96	福島区老人福祉センター	〒553-0001 大阪市福島区海老江6-1-14	6453-2357	50部
97	此花区老人福祉センター	〒554-0014 大阪市此花区四貫島1-1-18	6463-3464	50部
98	中央区東老人福祉センター	〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-6	6941-7719	50部
99	中央区南老人福祉センター	〒542-0082 大阪市中央区島之内2-12-6	6213-2172	50部
100	西区老人福祉センター	〒550-0022 大阪市西区本田3-7-2	6582-9552	50部
101	港区老人福祉センター	〒552-0003 大阪市港区磯路1-7-17	6575-1368	50部
102	大正区老人福祉センター	〒551-0031 大阪市大正区泉尾3-9-16	6554-5330	50部
103	天王寺区老人福祉センター	〒543-0073 大阪市天王寺区生玉寺町7-57	6771-8606	50部
104	浪速区老人福祉センター	〒556-0001 大阪市浪速区下寺2-2-12	6643-0792	50部
105	西淀川区老人福祉センター	〒555-0001 大阪市西淀川区佃2-9-5	6474-4100	50部
106	淀川区老人福祉センター	〒532-0022 大阪市淀川区野中南2-1-5	6304-9118	50部

107	東淀川区老人福祉センター	〒533-0032 大阪市東淀川区淡路4-1-6	6322-0173	50部
108	東成区老人福祉センター	〒537-0014 大阪市東成区大今里西3-6-6	6972-0855	50部
109	生野区老人福祉センター	〒544-0021 大阪市生野区勝山南4-7-35	6712-2228	50部
110	旭区老人福祉センター	〒535-0013 大阪市旭区森小路2-5-29	6955-1377	50部
111	城東区老人福祉センター	〒536-0005 大阪市城東区中央3-5-45	6932-0017	50部
112	鶴見区老人福祉センター	〒538-0052 大阪市鶴見区横堤5-5-51	6912-3351	50部
113	阿倍野区老人福祉センター	〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町5-12-26	6623-8052	50部
114	住之江区老人福祉センター	〒559-0015 大阪市住之江区南加賀屋3-1-20	6683-2888	50部
115	住吉区老人福祉センター	〒558-0032 大阪市住吉区遠里小野1-1-31	6694-1416	50部
116	東住吉区老人福祉センター	〒546-0032 大阪市東住吉区東田辺2-11-28	6699-3000	50部
117	平野区老人福祉センター	〒547-0004 大阪市平野区加美鞍作1-2-26	6793-0880	50部
118	西成区老人福祉センター	〒557-0033 大阪市西成区梅南1-4-27	6654-2951	50部
119	北区保健福祉課（福祉業務担当）	〒530-8401 北区扇町2-1-27	6313-9508	50部
120	北区健康課（保健業務担当）		6313-9968	50部
121	北区総務課		6313-9625	50部
122	都島区保健福祉課（福祉業務担当）	〒534-8501 都島区中野町2-16-20	6882-9888	50部
123	都島区保健福祉課（保健業務担当）		6882-9968	50部
124	都島区総務課		6882-9683	50部
125	福島区保健福祉課（福祉業務担当）	〒553-8501 福島区大開1-8-1	6464-9848	50部
126	福島区保健福祉課（保健業務担当）		6464-9968	50部
127	福島区企画総務課		6464-9683	50部
128	此花区保健福祉課（福祉業務担当）	〒554-8501 此花区春日出北1-8-4	6466-9564	50部
129	此花区保健福祉課（保健業務担当）		6466-9968	50部
130	此花区総務課		6466-9625	50部
131	中央区保健福祉課（福祉業務担当）	〒541-8518 中央区久太郎町1-2-27	6267-9857	50部
132	中央区保健福祉課（保健業務担当）		6267-9968	50部
133	中央区総務課		6267-9625	50部
134	西区保健福祉課（福祉業務担当）	〒550-8501 西区新町4-5-14	6532-9857	50部
135	西区保健福祉課（保健業務担当）		6532-9968	50部
136	西区総務課		6532-9625	50部
137	港区保健福祉課（福祉業務担当）	〒552-8510 港区市岡1-15-25	6576-9857	50部
138	港区保健福祉課（保健業務担当）		6576-9968	50部
139	港区総務課		6576-9625	50部
140	大正区保健福祉課（福祉業務担当）	〒551-8501 大正区千島2-7-95	4394-9859	50部
141	大正区保健福祉課（保健業務担当）		4394-9968	50部
142	大正区総務課		4394-9625	50部

143	天王寺区保健福祉課（福祉業務担当）	〒543-8501 天王寺区真法院町20-33	6774-9857	50部
144	天王寺区保健福祉課（保健業務担当）		6774-9968	50部
145	天王寺区企画総務課		6774-9625	50部
146	浪速区保健福祉課（福祉業務担当）	〒556-8501 浪速区敷津東1-4-20	6647-9859	50部
147	浪速区保健福祉課（保健業務担当）		6647-9968	50部
148	浪速区総務課		6647-9625	50部
149	西淀川区保健福祉課（福祉業務担当）	〒555-8501 西淀川区御幣島1-2-10	6478-9918	50部
150	西淀川区保健福祉課（保健業務担当）		6478-9968	50部
151	西淀川区総務課		6478-9625	50部
152	淀川区保健福祉課（福祉業務担当）	〒532-8501 淀川区十三東2-3-3	6308-9857	50部
153	淀川区保健福祉課（保健業務担当）		6308-9968	50部
154	淀川区総務課		6308-9625	50部
155	東淀川区保健福祉課（福祉業務担当）	〒533-8501 東淀川区豊新2-1-4	4809-9857	50部
156	東淀川区保健福祉課（保健業務担当）		4809-9968	50部
157	東淀川区総務課		4809-9625	50部
158	東成区保健福祉課（福祉業務担当）	〒537-8501 東成区大今里西2-8-4	6977-9859	50部
159	東成区保健福祉課（保健業務担当）		6977-9968	50部
160	東成区総務課		6977-9625	50部
161	生野区保健福祉課（福祉業務担当）	〒544-8501 生野区勝山南3-1-19	6715-9857	50部
162	生野区保健福祉課（保健業務担当）		6715-9968	50部
163	生野区企画総務課		6715-9625	50部
164	旭区福祉課（福祉業務担当）	〒535-8501 旭区大宮1-1-17	6957-9857	50部
165	旭区保健子育て課（保健業務担当）		6957-9968	50部
166	旭区総務課		6957-9625	50部
167	城東区保健福祉課（福祉業務担当）	〒536-8510 城東区中央3-5-45	6930-9859	50部
168	城東区保健福祉課（保健業務担当）		6930-9968	50部
169	城東区総務課		6930-9625	50部
170	鶴見区保健福祉課（福祉業務担当）	〒538-8510 鶴見区横堤5-4-19	6915-9859	50部
171	鶴見区保健福祉課（保健業務担当）		6915-9968	50部
172	鶴見区総務課		6915-9625	50部
173	阿倍野区保健福祉課（福祉業務担当）	〒545-8501 阿倍野区文の里1-1-40	6622-9857	50部
174	阿倍野区保健福祉課（保健業務担当）		6622-9968	50部
175	阿倍野区総務課		6622-9625	50部
176	住之江区保健福祉課（福祉業務担当）	〒559-8601 住之江区御崎3-1-17	6682-9896	50部
177	住之江区保健福祉課（保健業務担当）		6682-9968	50部
178	住之江区総務課		6682-9625	50部

179	住吉区福祉課（福祉業務担当）	〒558-8501 住吉区南住吉3-15-55	6694-9859	50部
180	住吉区保健こども家庭課（保健業務担当）		6694-9968	50部
181	住吉区総務課		6694-9625	50部
182	東住吉区保健福祉課（福祉業務担当）	〒546-8501 東住吉区東田辺1-13-4	4399-9849	50部
183	東住吉区保健福祉課（保健業務担当）		4399-9968	50部
184	東住吉区総務課		4399-9625	50部
185	平野区保健福祉課（福祉業務担当）	〒547-8580 平野区背戸口3-8-19	4302-9857	50部
186	平野区保健福祉課（保健業務担当）		4302-9968	50部
187	平野区総務課		4302-9625	50部
188	西成区保健福祉課（福祉業務担当）	〒557-8501 西成区岸里1-5-20	6659-9857	50部
189	西成区保健福祉課（保健業務担当）		6659-9968	50部
190	西成区総務課		6659-9625	50部
				10,000部

作成年月日： 年 月 日

御中

件名： _____

資 材 確 認 票

(会社名) _____

() 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)

() 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文						
	表紙						
	見返し						
	カバー						
インキ類							
加工	製本加工						
	表面加工						
	その他加工						
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

件名： _____

資 材 確 認 票

〇〇印刷株式会社

- (○) 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)
 () 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用有無	リサイクル適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市グリーン調達方針適合有無	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合評価値 90
	表紙	○	A	コート紙	●●製紙／●●	○	
	見返し	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合評価値 85
	カバー	—	—				
インキ類		○	A	平版インキ	●●インキ／●●	○	
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	●●化学／●●	○	
	表面加工	○	A	OPニス	●●化学／●●	○	
	その他加工	—	—				
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。

注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。

注3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

作成年月日： 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

会社名：

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

工程	実現	基準（要求内容）	
製版	はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
刷版	はい/いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	オフセット	はい/いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等のVOCの発生抑制策を講じている。
		はい/いいえ/該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあつては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい/いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
	デジタル	はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
はい/いいえ		⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。	
表面加工 該当：あり/なし	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。	
	はい/いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。	
製本加工 該当：あり/なし	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。	
	はい/いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。	

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

〇〇印刷株式会社

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

工程	実現	基準（要求内容）
製版	はい/いいえ	①次のA又はBのいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP化）率が50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版	はい/いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフセット はい/いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等のVOCの発生抑制策を講じている。
	オフセット はい/いいえ/該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあつては、VOC処理装置を設置し、適切に運転管理している。
	オフセット はい/いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が80%以上である。
	デジタル はい/いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
	デジタル はい/いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
表面加工 該当：あり/なし	はい/いいえ	⑧アルコール類を濃度30%未満で使用している。
表面加工 該当：あり/なし	はい/いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が80%以上である。
製本加工 該当：あり/なし	はい/いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
製本加工 該当：あり/なし	はい/いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が70%以上である。

備考) 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

（条例の遵守）【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること